

【各論】

島津家文書にみる家訓と

「武家諫懲記」「諫懲記後正」との関わりを考察する

加藤 純子

はじめに

「大名評判記」とよばれる諸本は、どのような目的をもって書かれたのだろうか。まず、幕藩体制下における諸大名を様々な観点から調べ、論評し、それを評定の基準となる資料として用いる、さらにまた、諸藩の大名に読ませることにより、藩の治世に役立たせることを目的としていたのではないかとということが推察される。

最終レポートでは、この、「大名評判記」とよばれる諸本が、実際に当時の大名に読まれていたのかどうかを調べてみたいと考えた。若尾政希氏によれば、「武家評判記」（仮称）の諸本の系統について、年代順に並べると次のようになる。

堪忍記（武家堪忍記カ）……武家勸懲記……武家諫懲記……武家諫懲記後正（諫懲記後正カ）また、『「大名評判記」調査』によれば、このうち「武家諫懲記」は蓬左文庫、丸山文庫に、「諫懲記後正」は仙台伊達家、福井市立松平文庫、盛岡市中央図書館などに所蔵されている。

そこで、武家文書として著名な薩摩藩島津家文書（註1）のなかに、「大名評判記」の内容と関連のある記述があるのではないかと考えた。それでは延宝三年の「武家諫懲記」と元禄十四年の「諫懲記後正」の内容と、島津家文書にある慶長時代から元禄時代に書かれ

た教訓と覚との関連性を考察してみよう。

島津家家訓については、「鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集一」を参考にした。なお以下の文中にある御代々仰出、御教訓之条々、覚、武家諫懲記付属教法の巻人主之辨、臣下之辨の数字の一部は、便宜上書きなおしたものである。

はじめに、島津義久の仰出を検討する。この時代には、まだ一連の「大名評判記」は書かれていないが、「島津家歴代制度 卷之二」で「御代々仰出」として最初に登場するのが以下の家訓である。

1 御代々仰出 義久公御代 91

書いた人物 島津義久（天文二年―慶長十六年）

家督相続者は、弟義弘の三子家久

作成年次 不明

- 1 百姓ヲアハレヒ（ム）憲法タルヘキ事、民ノ飢寒ヲモイ、苦  
悩貧富ヲシルヘシ、
- 2 屋作（造り）ヲ結構スル事イニシヘノ賢王フカク是ヲキンス  
治罰ヲウスカラシメテ勸賞ヲアツクスヘキ事、
- 3 民ノ耕作ノイトマヲ守（モツ）テメシツカフヘキ事、
- 4 民ノ利ヲ本トシテ私シノ利ヲタシナムヘカラサル事、
- 5 民ノ利ヲ先トシテ私シノ利ヲ次ニスヘキ事、
- 6 ホシイマ、ニ民ノ物ヲ取ヘカラス、民（ノ）マツシキ時ハ君財  
ナシ、タトヘハ枯タル木ノ本（根）ノ如シ、民ハ君ノ財ナリ、  
忽緒（諸）スヘカラサル事、
- 7 人ノ心ヲヤシノ（ナ）フヲ以テ情トス、眷属ヲカヘリミルヘキ  
事、
- 8 威勢ヲモツテ人ヲ（空白）時、其身ヲシタカユレ共心ハシタカ  
ク事有ヘカラサル事（ナリ）、
- 9 下ラウ（臆）ノトカライフヘカラス、下臆ノ無礼ライフヘカ  
ラス、
- 10

- 1 1 サンケント讒訴トヲ用ヘカラス、虚言中言ヲ信用スヘカラサル事、
  - 1 2 我アヒスル者ナリトイフ共科アラハ罰スヘシ、我ニクム（モノ）ナリトイフトモ君ニ忠アラハ賞ヲ行ヘキ也、
  - 1 3 家ヲ治ムルホトノ者ハ国ヲ治ヘシ、タ、民ヲ憐ム者ヲモツテ君ノ器トナスヘキ事（ナリ）
  - 1 4 人は罵言誹謗スルトモウケトリテコレヲ咎ムヘカラス、
  - 1 5 隠密ニシテハツカシキ事（ハ）是ヲナスヘカラス、人ノ眼天ニカカル事、
  - 1 6 独言ナリトイフトモ比興ノコト葉ハツコフヘカラス、人ノ耳ハ壁ニツク事、
  - 1 7 利口ヲ云ヘカラサル事、
  - 1 8 古キホウクヨムヘカラス、人ノ文ヲ置ヲ取テコレヲ見ヘカラス、
  - 1 9 アシキ若タウ是ヲツコウヘカラサル事、
  - 2 0 アシキ友ニマシハルヘカラサル事、
- 以上二十ヶ条此旨ヲ守テ殊ニ人ヲ成敗（人）也、

この家訓には「1 百姓ヲアハレヒ（フ）憲法タルヘキ事、民ノ飢寒ヲモイ、苦惱貧富ヲシルヘシ」をはじめとして、民という文字が実に七つの条文に使われている。殊に「13 家ヲ治ムルホトノ者ハ国ヲ治ヘシ、タ、民ヲ憐ム者ヲモツテ君ノ器トナスヘキ事（ナリ）」という条文に、島津家を大藩へと興隆させ、苦難を耐えた義久の器量が顕れているようである。

小澤富夫氏は、「義久の七十九年にわたる生涯は、戦国後半期の信長・秀吉による天下統一の時期、九州南端の一守護大名から七十三万余石を領する大藩に躍進する苦難の一生であった。義久のこうした戦国大名としての体験は、『教訓』にも明確に示されており、簡潔にして明快な廿ヶ条で構成され、家臣・領民の上に立つべき藩主たる者の心得が語られている。」と述べている。つぎに、義久の後継者

である島津家久の教訓を検討する。「島津家歴代制度 卷之一」で御光訓としてまず登場するのが以下の教訓である。

## 2. 島津家久 15 御教訓之条々

作成年次 寛永十一年十一月二十八日（西暦1634年）  
書いた人物 島津家久（忠恒）（天正四年！寛永十五年）

義弘の三男、戦国大名としての地盤を築いた島津忠良のひ孫、兄義久に男児がなく後継者となる。叔父の家久と同姓同名

相手 島津久直 北郷式部太輔久直（家久の三男）

### 教訓内容

- 1 知行高一万石ニ付、出陣ノ時ハ馬二十騎宛之賦ニテ候、然ハ其方知行応三万石候ヘハ、以下略
- 2 飼犬十疋ヨリ上ハ可為停止事、孟子ニ庖有肥肉、厩有肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也ト候事、
- 3 大事ノ出物有之儀ニ候間、何事モ心ノ儘ニ用物共被申付、就中從京都下物杯過分有之儀、可有停止事、
- 4 衣裳諸細工方有度マ、ニ有之間敷候、君子ハ憂道不憂食（貧）ト候間、衣裳其外諸道具等ヲ専ニ候テ、下々ノ疲候儀道ノ外ニ候事、
- 5 鷹多ク被飼置間敷事、
- 6 諸士被召仕様、北郷殿前ヨリノ次第無相違様有事、一大酒可為停止事、（旧記雜録により補）
- 7 万事ヲ被差置、自然弓箭ナトノ時、諸人ツカレス候テ用ニ立候様、連々覚悟肝要ニ候、北郷殿跡ヲ被継候義ハ当家ノ為ニ成候様ニトノ儀候処、ムサト北郷殿家中クタヒレ行候ハ、其方不覚可罷成候事、
- 8 諸士下々ニ到マテ、自然罪科力有之時ハ、御家老衆能々内談、

鹿兒島へ被申越、其上ヲ如何様トモ可被相濟、心ニ任セラレ鹿相ニ有之間敷事、

9 学文ヲ專ニ可被心掛候、国家ヲ治ルハ学文ニ為過儀有間敷事、

10 百姓共被召仕様、稠敷無之様ニ可被入念候、百姓勞候へハ其国其所ナキカ如ク成事、従上古到今眼前ニ候、是故ニ論語ニモ節用而愛人使民以時ト候事、

11 惣別百姓町人已下帶ヲ解タル様ニ存、当代幾久ト仰候テコソ家モ繁栄ニテ可目出度候、自然左様ノ儀相替、下々苦ミ候様ニ成候ハ、天罰逃間敷候間、我々不及看経右ノ心得サへ正候ハ、タトへ祈念等無之候共、自然ニ可有冥加候事、

12 祈念モ底心尊ク思ヒ慇懃ニ有之候コソ仏神之守モ可有之候、信心有之候トテ朝夕ハケモノナクサレコトノヤフ祈念祈祷モ候ハ、却テ奇特有之間敷候事、

13 知行モ国モ同前ニ候へハ、其主人ノ心持ニヨリ人ノ多少有之由、古文ニ相見得候、其主人心持能候へハ人多出来候、心持悪敷候へハ人退候、就中武家ハ人多無之候テハ弓箭不罷成事ニ候、

14 身持軽々敷無之様ニ可有分別候、論語ニ君子不重則不威学則不固ト見へ候、如此文章、主人身持軽々敷候へ者内之者共不恐候、五人三人召仕人サへ内ノ者へ恥恐候ハネハ、何事ヲ申付義モ不調候、況ヤ一郷一郡ノ主人トシテハ、先我行義ヲ慥ニ候テコソ下々モ其体ヲ見習可然道ニ可入候、氣任ニ分別候テハ諸事相調間敷候、天下ハ天下ノ天下也、非一人ノ天下ト有之事、(県立図書館本ニヨリ補)

右条々堅可相守、北郷家繁栄ニテ当家へ可被抽忠節覚悟可為肝要者也、

上記の家久の教訓は分家を継ぐ北郷久直に対して、贅沢を戒め、行いを正しくし、諸士に罪科が有る時は家老等と能々相談して本家へ申越してから決めるように等、細々とした教訓を与えている。さ

らに9と14は、学文(学問)を心懸る事、国家を治めるのは学文であり、行儀が大切であること、また10は、百姓に対して厳敷無き様にと述べ、論語の「節用而愛人使民以時」を引用している。続いて「島津家歴代制度 卷之二」の、家久の孫、光久(大隈守)から、後継者である孫の島津綱貴(松平薩摩守)への覚を見てみよう。

### 3. 島津光久から島津綱貴への覚

#### 125

作成年次 寛文七年七月二六日(1667年)

1 國中仕置可被申付ノ旨、前(々々)ニモ申入候、弥被入念(尤候)、稽古ノ為ニテ候間、被聞達無遠慮可被申出候、トテモ大方ニ有之候テハ(間)以来国家ノ仕置モ如何ニ候間、能々可有其意得事、

2 仕置ノ儀可被申渡時分ハ幾度モ家老中へ内談肝要ニ候、心易召仕候若者共其外内談ノ縁取ヲ以鬚頃ケ間鋪申儀モ可有之候間、曾テ被致承引間鋪候、万事卒爾ニ無之様可被相心得事、

3 諸士内証ノ驕(遊山)ケ間鋪儀、其外無作法無之様ニ被申付肝要ノ事、

右ノ旨、入念差引可被申付候、以上、

126 作成年次 寛文七年七月二六日

1 五節句並毎月ノ礼日ニハ可有出座事、

2 学文ノ儀可為(專)肝要候、第一国家ノ仕置無学ニテ(ハ)行当事自而已有之者ニテ候間連々可有其心得候、算勘ノ儀モ簡要不存候(ニ)テ不成儀ニテ候間、不樂時分ハケ様(成)ノ儀為存者ヲモ召寄可(被為)尋聞事、

3 諸士武芸嗜ノ為ニ、若キ者共弓馬兵法等ヲモ申付、折(節)角被見候ハ、何モ心掛自可相嗜候間、内々可有其覚悟候、

- 犬追物稽古ノ儀モ申付置候、是モ折々被見候テハ可然事、  
 4 大酒ノ儀、養生ノ為ニモ悪鋪候間、曾テ無用ニ候、小盛ニテ  
 一ツニツツ、ハ苦間鋪候、是トテモ毎日ハ可為無用候、不過  
 様ニ可有得意事、

- 5 何方(事)へ(ニ)モ振舞ニ被越儀可為無用候、肝付(兼屋)  
 半兵衛(宿)所其外相定寺々(ハ)可為格別事、

この覚の2学文の儀、4大酒の儀は、寛永十一年島津家久の15  
 御教訓之条々の9と6の1と関連がある。

128

作成年次 延宝三年九月二八日(1675年)

- 1 国中ノ仕置、此己後ハ其方へ万事被承可被申付之(候)、第一  
 諸人ノ浮沈、道理非儀ノ分、善悪ノ沙汰ハ国守(主)ノ能不  
 致下知候テ不叶儀候間、連々ノ心懸可為肝要、未讓家督(ニ)  
 付遠慮於有之ハ、後年仕置(ニ)可被致疑(疑候)之間、聊  
 疎意有(之)間鋪事、

- 2 従家老中申上候儀ハ如常使衆可致取次之、其節佐多内記使衆  
 二相加罷出、使衆申上様ノ筋相違無之様ニ可仕、返詞ノ趣ニ  
 付、内記存寄於有之ハ委曲被聞届、家老中へノ(モ)返詞可  
 被申聞事、

- 3 方々へ振舞ニ被差越儀可為無用、国主何レヲモ此儀遠慮有之  
 子細口上ニ(可)相達之候、縦雖(為)一門中可有捨事、  
 右之条々、可被存其(此)旨、委曲新納又左衛門口上可申上  
 ノ間、可有承達之候、以上、

129

作成年次 延宝三年九月二八日

- 1 多人数召仕(候)儀ハ奉公人(之)善悪ヲ能不(存)知候テ  
 ハ不叶事候、召仕(候)者共不依男女当时ノ挨拶ニテ氣ニ入候  
 様ニト計仕事候へハ、常ニ(常)其心得肝要ニ候、或近習ノ者  
 ニ取寄り、或奥方ニタヨリ、知行ヲ望扶持ヲ貪輩有之事候間、

此旨專可有覺悟事、

- 2 口事裁許ノ段家老中ヨリ相伺(候)ノ刻、使衆申上(候)様  
 ノ向(句力)面(々々)ニヨリ、一方ヲ能様ニ申成儀モ可有之、  
 又伺(詞)ノ所(早々品力)面々ニヨリ非ヲ理ニ聞、理ヲ非ニ  
 聞誤ル事モ可有之(候)間、心ヲ外ニ不移、具ニ聞届、其上ニ  
 テ能々了簡(下ニ)候テ可被致判断、口事ノ扱細密ニ無之候へ  
 ハ、諸人恨ヲ含、不致帰服之基、第一仕置之瑕瑾ニ(テ)候間、  
 專要ニ可被意得、候、三息思推三(九)思一言之語(悟)忘却  
 有間鋪事、

- 3 家老中諫言ヲ加、又ハ信切ニ存寄ノ旨申上者可有之刻、縦氣  
 ニ指当、無興候共、其私意ヲ押へ、叮嚀ニ請付聞達之、至極  
 ノ理ニヲヒテハ用之、道理ニ不当儀ハ尤可被差捨之(候)、主  
 人氣ニ入儀ハ人々申上ヤスク、氣ニ逆儀ハ申(上)兼(候)事  
 候間、少(々々)ニテモ異見ヲ得候様ニト可被心得、我心(ノ)  
 儘ニ仕儀儀ハ私欲ニテ国家ヲ亡之(候)媒ト慎之、縦差当心ニ  
 不立乘儀ニテモ国家ノ仕置ニ可成儀ハ勤テ可被行之、欲勝義則  
 亡義勝欲則昌之語ニ可被着心、当家数十代相統(候)ノ儀、外  
 ニ例モ無之事候ノ間、猶以長久ニ(可)有之様ニト被存、仕置  
 等無邪様ニ別テ可(被)入念事、以上、  
 右ニ通從 光久公 綱貴公へ被仰進候御書付(之写)

4. 武家諫懲記付属教法の巻

島津光久から島津綱貴への覚128、129が書かれた延宝三年  
 に、「武家諫懲記」が書かれている。

以下は、武家諫懲記付属教法の巻の人主嗜之辨と臣下嗜之辨の要約  
 である。

人主嗜之辨

作成年次 延宝三年  
 作成者 不詳

天下国家之司タル人常々可被心懸ハ文武両道之事……然レハ先文ヲ学ンテ国政ヲ行ヒ武ヲ備ヘテ乱騒ヲ治メラレヨ故ニ文武両道ハ左右手足或ハ車ノ二輪ノ如ク……  
五常之智ヲ以テ発明也トスヘシ 仁儀礼智信  
武門ニ生レテハ(文武) 此ニツヲ専ラニ修行シテ天下国家ノ安全ヲ行フヘシ

治国ノ良将ハ文ヲ先ニシテ武不忘  
愚将ノ行跡

- 1 臣諸卒民百姓ヲ専ラ可憐事
- 2 人主者根リニ物好ミ不可有事
- 3 人主トシテハ能賢臣智臣ヲ招テ諫言ヲ受テ善行タルヘキ事
- 4 主将トシテハ賞罰ヲ可正事
- 5 諸司位ヲ高カラント願フヘカラス
- 6 天下之主将或ハ一國一城ノ司タリトモ道ニアラサル新法不可立事

### 臣下嗜之辨

- 1 臣トシテハ君ニ仕ルニ忠功ヲ尽シ国家安全ナラシメント専可諫事
- 2 諸人君ノ寵愛人ヲ不可嘲事
- 3 諸人共ニ孝ヲ以テ本トスヘキ事
- 4 神仏ヲ粗略ニスヘカラサル事

島津家における前出の光久から孫にあたる綱貴への「覚」と、「武家諫懲記付属教法の巻」の双方を見ると、129巻には、「武家諫懲記付属教法の巻」「人主嗜之辨」の要約と関連のある内容がある。まず129の1は、「人主嗜之辨」の1と2に、129の2は、「人主嗜之辨」の4と、129の3は、「人主嗜之辨」の3に、それぞれ関連がある。

最後に、「島津家歴代制度巻之四」元禄十五年島津綱貴の教訓之

条々を見てみよう。

### 5. 島津綱貴教訓

200 教訓之条々  
16 教訓之条々 (大玄院様ヨリ島津周防久倫へ御教訓) 同じ文書

作成年次 元禄十五年六月二五日(1702年)

書いた人物 島津綱貴

相手 島津又八郎久儔(二男) 一門の家臣島津久弼(ヒツ)

の養子となり周防と称した久儔(トモ)に与えたものと思われる。(小澤富夫 武家家訓・遺訓集成 p. 5)

### 25) 教訓内容の抜粋

- 1 為一国之守護、為一郡之(将)主、行国政撫育士民事、不知文武之道(ハ)難成、文武者車之両輪、鳥之両翼、不可欠事、志(者)諸道之根本也。大本不立則万事不遂故、先志可堅固事、
- 2 事、
- 3 旣物則喪志、是聖(賢)人之格言也、況於専遊興而好勝負事、佚樂而耽酒色乎、是等之事曾テ不為之事、
- 4 忠孝愛敬者人性(姓)之自然、順之則榮逆之則亡、慎以可順其性(姓)事、
- 5 雖一日空不可過、少壯而不学老太(大)而雖悔不可有其益事、能聞諫則必(固)為良将、三略二有之、将能受諫(言)能採言云々、実能可思之事、
- 7 以臣知(見)其君、以友察其人、故不知臣下之善惡則之曰暗将、然者先能弁近臣之邪正、而正直ノ者賞(貴)之、邪曲ノ者教而帰正道、是君師之道也、如此則何陷佞奸之謀哉、能々心掛肝要之事、

右、此条数ハ詞少シテ雖短、其儀ハ則広遠也、以下略(補文)

鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集一の島津家歴代制度卷之四 元禄文化 御代々仰出 綱貴公御代には、98覚、199覚、200教訓之条々、201覚、202覚、203御判、204御袖判、205御袖判、206写、207覚写の10通が採録されている。上にあげたのはそのうちの200教訓之条々である。内容を見ると、1、2、3、4、5、6までは、文武を学ぶことの重要性、3に書教、6に三略が引用されている。7は臣や友を見ればその人がわかる。臣下の善悪を知るべし、など具体的な内容である。また補文には、史記、韓非子からの引用が見られる。この教訓の書かれた時、又八郎は十六歳である。

小澤富夫氏は、「教訓の内容は、『書経』『史記』などを引用した簡潔な条文で、藩主の子として人の上に立つべき者の志と心得が説かれていたが、むしろ後半の島津家の家譜を述べ、島津家への『忠孝之道中、武将之器』となるべきことを教訓の主眼としている」と述べている。なお、198 覚、199 覚は、「諸事用儉約」「此の節儉約ノ儀」など、当時の藩財政がきわめて苦しい状態であったことを示している。この又八郎への教訓には、元禄十四年に書かれた「諫懲記後正」のなかの大名評価(表1)との類似点があり、つぎのように見られる。

## 6. 「諫懲記後正」の綱貴の評価 (表1参照)

「太守国主ノ身トシテ文道ノ心懸ナキハ一輪一翼ニテ飛行セント欲スルニ等シク片道タリ」これは、島津綱貴教訓 200教訓之条々「1. 為一国之守護為一郡之主、行国政撫育士民事、不知文武之道難成。文武車之両輪、鳥之両翼不可欠闕事。」と同じ。また、「武家諫懲記付属教法の巻の人主嗜之辨」の「天下国家之司タル人常々可被心懸ハ文武両道之事……然レハ先文ヲ学ンテ国政ヲ行ヒ武ヲ備ヘテ乱騒ヲ治メラレヨ故ニ文武両道ハ左右手足或ハ車ノ二輪ノ如ク……」も、島津綱貴教訓 200教訓之条々1と同じであるといえ

る。

「行跡穩和・家国ノ政道宜シク……家士ニ哀憐シ民ニ施ス」これも、同じく1. に含まれている。綱貴は、良、善將と評価されている。

### おわりに

「武家諫懲記」は延宝三年に、「諫懲記後正」は元禄十四年に書かれたと思われるが、外様大名薩摩藩島津家において大名自らが指示して作成された四例の「家訓」と、この二つの「大名評判記」との関わりについて考察しようと試みた。義久の仰出は、簡潔にして明快な甘ケ条で構成され、家臣・領民の上に立つべき藩主たる者の心得が語られている。寛永十一年の家久の教訓は、島津久直に、贅沢を戒め、行いを正しくし、諸士に罪科が有る時は家老と能々相談して本家へ申越してから決めるように等、親身に細々とした教訓を与えている。さらに9は学文(学問)を心懸る事、国家を治めるのは学文である事、また10は百姓に対して厳しく無き様にと延べ、論語の「節用而愛人使民以時」を引用している。

延宝三年に「武家諫懲記」が書かれ、同年島津家では光久から孫の綱貴への「覚」128、129が書かれている。129覚には、「武家諫懲記付属教法の巻」「人主嗜之辨」の要約と関連のある内容がある。まず129の1は、「人主嗜之辨」の1と2に、129の2は、「人主嗜之辨」の4と、129の3は、「人主嗜之辨」の3にそれぞれ関連がある。

元禄十五年に書かれた島津綱貴教訓には、延宝三年の「武家諫懲記付属教法の巻」「人主嗜之辨」と、また元禄十四年の「諫懲記後正」の大名評価とも通じる箇所がある。表1の「諫懲記後正」の綱貴の評価中にある「太守国主ノ身トシテ文道ノ心懸ナキハ一輪一翼ニテ飛行セント欲スルニ等シク片道タリ」と、島津綱貴教訓の「1. 為一国之守護為一郡之主、行国政撫育士民事、不知文武之道難成。

文武車之両輪、鳥之両翼不可欠闕事。」は、文武の双方を学ぶことが大切であると同じことを述べている。

このように、延宝三年の光久の「覚」には「武家諫懲記」と関連のある内容があり、また元禄十五年の綱貴の「教訓」には、「武家諫懲記付属教法の巻」「人主嗜之辨」、「諫懲記後正」と同じ表現があることがわかった。この具体的な内容は、義久の「御代々仰出」、家久の「御教訓之条々」、光久の「覚」125、126には見られない。

以上のことから、「武家諫懲記」と「諫懲記後正」等の「大名評判記」が、島津家において読まれていた、と考えられるのではないだろうか。

さらに、この二つの大名評判記は、島津家において単に読まれるだけではなく、その規範の内容が家訓の中に取り入れられる、という貴重な役割を果たしているといえよう。

【注】

(1)「島津家文書」薩摩藩主島津家重代相伝の文書。東大史料編纂所の特殊文庫本として島津家より昭和三十年―三十二年受入れ。総数一万五千点。わが国における武家文書の白眉といわれる。元禄九年の大火や西南戦争等で焼失したものが多し。(国史大辞典より抜粋)

参考文献

- 鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集一 平成十六年
- 小澤富夫 「武家家訓・遺訓集成」ぺりかん社 2003年

表 1

武家諫懲記の評価											
巻号	大名名	生年続柄	主將の法 士民に 迄哀憐 アル事 第一之 嗜ミ自 然ト威 儀ソナ	文武	文	武	生得	行跡	所行	徳	才智
3巻	松平大隈 守源光久	家久の孫 60歳 元和2 年一元禄 7年 (1616-		文武両道 ヲ志シ其 理ニ通シ			情フカキ 人	行跡寛 ニシテ 政道宜 人民能 從フ	悠々 国家ノ 故ニ 從フ	義ヲ正 シ家民 ニ至ル ? 憐ミ メクラシ	
諫懲後正の評価											
2巻	松平薩摩 守綱貴	光久の孫 (光久の 嫡男であ る綱久の 嫡男)慶 安3年一 宝永元年 (1650- 1704)	主將ハ体 様ニシテ 跡寛々ト 行正シク 哀憐ヲ施 シ仁政ヲ 専ラニセ ズンハ不 可有トナ リ	且文武 道少々志 アリ		太守国主ノ身トシテ 文道ノ心懸ナキハ一 輪一翼ニテ飛行セン ト欲スルニ等シク片 道タリ・湯武久シク 世ヲ持給ヒシモ武ノ ミ專ニシテ治メラル ルニハ非ス文道ノ至 達ナルニ依テ古今 治国安民ノ龜鏡トス ル所ナリ	生得悠然	行跡穩和・家 國ノ政道宜 ク・家士ニ哀 憐シ民ニ施ス 此ノ將ノ代ニ 至テ物事儉約 ノ沙汰セラルト 見ヘタリ仔細 ハ出入り売人 諸職人等へ出 金ノ払い拂ヒ 遲滞アリ...			